

件名	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 道路特定財源 自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に改められることに伴い、所要の規定整備を行う。</p> <p>2 不動産取得税 住宅及び土地に係る税率の特例措置(本則税率4% 特例税率3%)の適用期限を3年延長(平成21年3月31日まで 平成24年3月31日まで)する。</p> <p>3 自動車取得税 低燃費車・低公害車(新車)について、3年間に限り税率軽減措置を講じる。</p> <p>4 金融証券税制 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減措置(本則税率2% 特例税率1.2%)の適用期限を3年延長(平成20年12月31日 平成23年12月31日)する。</p> <p>5 その他規定の整備</p>	
施行日	平成21年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	